

「カツオたたきバーガー取扱店」認証制度の手引き



カツオたたきバーガー認証委員会

「カツオたたきバーガー取扱店」認証制度

「カツオたたきバーガー取扱店」認証制度

認証制度とは

高知県黒潮町では、高知県立大方高等学校の高校生と官・民が一体となった取り組みから「カツオたたきバーガー」が開発されました。この「カツオたたきバーガー」を地域内外へ広め、多くの方々に召し上がっていただくために、「カツオたたきバーガー取扱店」の認証制度を設け、黒潮町が認証を行うものです。

1. 認証基準

小売業・飲食業・宿泊業・移動販売業等を営む方で、下記の基準を満たす店舗を審査のうえ、認証します。

- 1、カツオのタタキを使う。
- 2、パンズ（パンやライス）には鯉節を練りこんだものを使用する。
- 3、原材料は地域の特産品を活かしたオリジナルな商品であること。
- 4、安心、安全な商品を提供すること。（食品に関する事故やクレームについては取扱店個々が全責任を負うものとする。）

2. 申請について

1. カツオたたきバーガー取扱店認証申請書（様式第1号 4ページ参照）とカツオたたきバーガー商品概要書（様式第2号 5ページ参照）に必要事項をご記入のうえ、下記までご提出ください。（メール・郵送での受付可能）

2. 申請書等提出先

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 2019 番地 1

黒潮町役場 企画調整室内 「カツオたたきバーガー認証委員会」事務局

電話番号：0880-43-2177

E-mail：kikaku@town.kuroshio.lg.jp

3. 申請、認証は無料です。

3. 審査について

取扱店認証審査は随時行い、審査結果をカツオたたきバーガー取扱店認証審査結果報告書（様式第4号 7ページ参照）により申請者に通知します。

5. 認証期間

認証日からカツオタタキバーガーを店舗で取り扱う限り、認証期間に期限はありません。

但し、認証期間中であっても当認証委員会が不適格と判断した場合は、認証の取り消しをする場合があります。

「カツオたたきバーガー取扱店」認証制度

カツオたたきバーガー取扱店認証要綱

(目的)

第1条 カツオたたきバーガー取扱店を認証することで、「カツオたたきバーガー」を地域内外へ広め、多くの方々に召し上がっていただき、カツオの消費拡大を図る。

2 カツオたたきバーガー発祥の地「黒潮町」の知名度の向上に資する。

(認証の対象)

第2条 小売業、飲食業、旅館業、移動販売等を営む店又は者とする。

(認証委員会)

第3条 要綱に基づき認証基準の策定、認証申請の審査、その他認証に必要な事項について審査するため、カツオたたきバーガー認証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。

(認証基準)

第4条 本要綱の目的に賛同し、委員会が定める以下の認証基準を満たす店又は者とする。

(1) カツオのタタキを使う。

(2) バンズやパンには鯉節を練りこんだものを使用する。

(3) 原材料は地域の特産品を活かしたオリジナルな商品であること。

(4) 安心、安全な商品を提供すること。(食品に関する事故やクレームについては申請者が全責任を負うものとする。)

(認証の申請)

第5条 カツオたたきバーガー取扱店の認証を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を黒潮町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。

(1) カツオたたきバーガー取扱店認証申請書（様式第1号 4ページ参照）

(2) カツオたたきバーガー商品概要説明書（様式第2号 5ページ参照）

(認証の決定及び登録)

第6条 前条の規定により申請があったとき、町長は委員会に諮問し、カツオたたきバーガー取扱店認証審査結果報告書（様式第4号 7ページ参照）により、その結果を申請者に通知する。

2 委員会は、認証の対象となった店舗（以下「取扱店」という。）をカツオたたきバーガー取扱店認証名簿に登録を行う。

3 取扱店名簿の内容は以下のとおり。

(1) 取扱店名

(2) 取扱店の住所、電話番号

(3) カツオたたきバーガーの商品概要

(4) その他特記事項

「カツオたたきバーガー取扱店」認証制度

(変更の届出)

第7条 認証者は次の各号に変更があった場合には、速やかにカツオたたきバーガー取扱店認証事項変更届出書(様式第5号 8ページ参照)を委員会に提出しなければならない。

- (1) 認証者の住所, 氏名, 電話番号
- (2) 取扱店の名称, 所在地, 電話番号
- (3) その他委員会が必要と認めるもの
- (4) 認証基準に適合しなくなったとき又は、営業を廃止したとき

(認証の取り消し)

第8条 委員会は、認証者が次のいずれかに該当すると判断したときは、認証を取り消すものとし、認証者に対しカツオたたきバーガー取扱店認証取消通知書(様式第9号 6ページ参照)により通知するものとする。

- (1) 不正な手段により認証申請を行い、認証を受けたと認められるとき。
- (2) 申請内容に事実と異なる偽りが認められるとき。
- (3) 認定証を不正に使用したと認められるとき。
- (4) 認証基準に適合しなくなったと認められるとき。
- (5) その他委員会が認証の取消が適当と認めたとき。

(個人情報等の取扱)

第9条 委員会は、この要綱に係る処理をするための個人情報を取り扱う場合には、黒潮町個人情報保護条例(平成18年3月20日条例第13号)の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。



「カツオたたきバーガー取扱店」認証制度

様式第 1 号

年 月 日

黒潮町長 様

申請者

住所 (〒 -)

氏名

電話

カツオたたきバーガー取扱店認証申請書

カツオたたきバーガー取扱店認証要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記店舗でカツオたたきバーガーを販売するにあたり、認証証の交付を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

1、店舗情報

1. 店舗の名称	
2. 店舗責任者氏名 衛生責任者氏名 保健所の飲食営業所の許可	有 ・ 無
3. 店舗の住所	(〒 -)
4. 店舗の電話番号 FAX 番号	
5. メールアドレス	
6. ホームページ URL	

2、店舗営業形態

1. 営業種目	イ、飲食店 ロ、宿泊施設 ハ、その他 ()
2. 営業形態	イ、固定店舗 ロ、移動販売 ハ、その他 ()
3. 営業時間	
4. 定休日	

3、個人情報の取扱い

店舗情報を HP 等で公開することの同意	イ、同意する ロ、同意しない
----------------------	---------------------

「カツオたたきバーガー取扱店」認証制度

様式第2号

年 月 日

黒潮町長 様

申請者

住所（〒 ー ）

氏名

電話

カツオたたきバーガー商品概要書

1、商品概要

1. 商品名	
2. バンズの大きさ	直径 cm : 厚み cm :
3. バンズの原材料表示	鰹節粉・
4. カツオのたたき	イ、生 ロ、冷凍 ハ、その他（ ）
5. その他食材	
6. 消費期限	製造後 時間
7. 販売金額	

2、商品情報特記事項

1. 商品の特徴	
2. 店舗及び商品のPRコメント	

3、情報の取扱い

商品情報をHP等で公開することの同意	イ、同意する ロ、同意しない
--------------------	---------------------

4、商品の安全性

商品の品質及びクレーム、事故については全責任をもって対応することの同意	イ、同意する ロ、同意しない
-------------------------------------	---------------------

5、商品の概要がわかる写真を添付すること。

「カツオたたきバーガー取扱店」認証制度

様式第3号



認 証 書 カツオたたきバーガー取扱店

認証番号 No. 0005号

様

「黒潮町」で高校生が発案したカツオたたきバーガーとそのストーリーに賛同し、
これを広げカツオ食文化を発展させる仲間として、貴店を認証いたします。
多くの方に愛されるカツオたたきバーガーの提供店となるよう祈念します。

令和5年 月 日
高知県黒潮町

町長 松本 敏郎

「カツオたたきバーガー取扱店」認証制度

様式第5号

年 月 日

黒潮町長 様

申請者

住所（〒 ー ）

氏名

電話

カツオたたきバーガー取扱店認証事項変更届出書

カツオたたきバーガー取扱店認証要綱第7条の規定に基づき、次のとおり認証内容の変更をしたいので、関係書類を添えて届け出します。

1. 認証番号	※初回認証時の認証番号	
2. 店舗の名称	※初回認証時の店舗名称	
3. 変更事項		
4. 変更の内容	変更前	変更後
5. 変更の理由等		

「カツオたたきバーガー取扱店」認証制度

様式第6号

年 月 日

黒潮町長 様

申請者

住所（〒 ー ）

氏名

電話

カツオたたきバーガー取扱店認証取消通知書

カツオたたきバーガー取扱店認証要綱第8条の規定に基づき、次の理由により貴店の認証を取り消すことを通知します。

1. 認証番号	※初回認証時の認証番号
2. 店舗の名称	※初回認証時の店舗名称
3. 取消年月日	年 月 日
4. 取消の理由	

